

平成30年度から防火設備が定期報告の対象となり、報告する必要があります

◎防火設備が正常に作動しないと重大な事故に発展するおそれがあります！

【過去の事故例】

福岡県福岡市の診療所（地上4階、地下1階）での火災

【火災の概要】

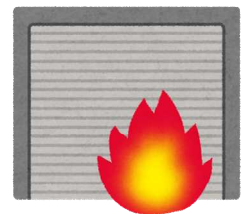
発生日時：平成25年10月11日午前2時頃

発生場所：福岡県福岡市博多区

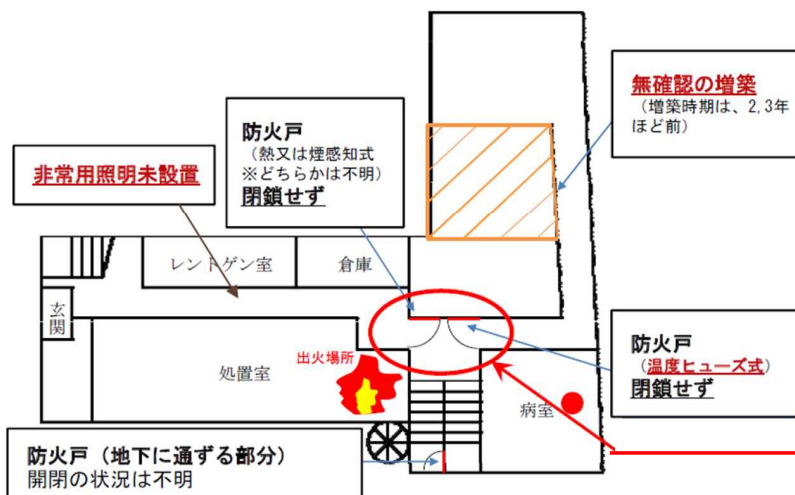
被害者：死者10名、負傷者5名

【判明した事実】

- ・火災時に作動する随時閉鎖式防火戸の不作動
- ・防火戸の未設置
- ・常時閉鎖式防火戸をひも等により開放状態に固定
- ・非常用照明装置の未設置
- ・排煙設備の未設置



○1階平面図(診療所)



↑
1階階段室の防火戸（不作動）

1階の火災の状況及び不作動の防火戸（国交省HPより）

【防火設備の定期検査の重要性】

- ・防火設備は、火災時の炎や煙を火災が発生したエリアに留めておくためのものです。防火設備が正常に作動しないと、炎や煙が建物全体に広まることで避難ができず、被害が拡大する恐れがあります。
- ・重大事故に発展した場合、所有者の責任を問われる場合がありますので、必ず点検し、旭川市建築指導課に報告してください。